議第32号

滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　三 日 月　大　造

滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例

（滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第１条　滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第２条中「（以下「本人確認情報」を「および法第30条の41第１項に規定する附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改める。

第３条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の15第１項第２号」の右に「および第30条の44の６第１項第２号」を加える。

第４条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の15第２項第２号」の右に「および第30条の44の６第２項第２号」を加える。

第５条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の８」を「第30条の６第４項」に改め、「への提供」の右に「および法第30条の44の６第２項第２号の規定による法第30条の41第４項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報を」を削る。

第６条中「都道府県知事保存本人確認情報」の右に「および都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

（滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正）

第２条　滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成31年滋賀県条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「関する審議会」の右に「および同法第30条の44の13において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する審議会」を加える。

第３条第８号中「第30条の40第１項」を「第30条の40第２項」に改め、「関する事項」の右に「および同法第30条の44の13において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報

の保護に関する事項」を加える。

第23条中「第３条第６号」を「第３条第８号」に改める。

付　則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第１条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。